

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年9月29日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地，用途，構造，建築面積及び延べ面積	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市南区東九条柳下町35番地 工場，事務所，倉庫 鉄骨造2階建て 約821平方メートル 約1,612平方メートル	京都市南区東九条柳下町35番地 株式会社石田老舗 代表取締役 石田 弘三	平成18年 9月19日	平成18年10月31日までに，使用する空気圧縮機の原動機の出力の合計を1.5キロワット以下にし，原動機を使用する作業場の床面積を50平方メートル以下にすること。	第9条 第1項

(都市計画局建築指導部監察課)